

質問回答

NO.	質問	回答
1	作成する参考資料の図面（41枚）について、業務委託費用を算定するにあたり告示98号の図面枚数による算定方法を採用されていると思いますが、その場合の告示98号の「複雑度（A～C）」について、それぞれの図面においてどのように想定されているかをご教示いただけませんか。	当業務は、令和4年度に国交省において改訂した特記仕様書の改訂部分に準拠して、環境省版の特記仕様書の一部の修正等を行うものであり、図面の修正量から告示98号に該当しないため、見積りを徴収し、それを基に業務委託費を算出している。